平成２６年（フ）第４１５８号
東京都昭島市宮沢町２丁目13―13―102
債務者　高橋　　尚
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６３号
東京都立川市高松町３丁目21―13―402
債務者　杉本　一紀
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６４号
東京都武蔵野市境４丁目14―15―105
債務者　小林　洋平
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６７号
東京都板橋区本町20―３　菊池方
債務者　久我正二郎
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１６８号
東京都北区王子４丁目25―６―511
債務者　藤平　英美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１７０号
東京都江東区大島８丁目38―11―202
債務者　石引　　弘
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８０号
東京都大田区東矢口２丁目６―17―305
債務者　潮　　克一
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８１号
神奈川県川崎市高津区新作２丁目15―５―105
債務者　中村　昌弘
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８２号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町126―１―203
債務者　尾道　麻衣
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８７号
東京都中野区中央５丁目42―４―104
債務者　遠藤　元和
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１８８号
埼玉県比企郡鳩山町鳩ケ丘５丁目３―１
債務者　西久保知宏
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４１９２号
東京都豊島区千早２丁目17―13―101
債務者　福元　珠美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７０号
岡山市北区万成西町９番５号マーブルアーチＣ棟106、旧住所兵庫県姫路市上手野49番地７メゾン上手野103号
債務者　髙橋　勝弘
1　決定年月日時　平成26年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９号
栃木県大田原市中田原1955番地１　セレノＡ103号、前住所栃木県大田原市寒井1465番地78
債務者　髙久　清美
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月３日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第２７号
栃木県佐野市田沼町254番地１、前住所栃木県佐野市田沼町793番地１　田沼アパート
債務者　須藤美津子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部